

平成25年第4回常陸太田市議会定例会会議録

平成25年9月25日(水)

議事日程(第5号)

平成25年9月25日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第59号ないし議案第88号
請願第2号ないし請願第4号
- 日程第 2 議案第89号 常陸太田市監査委員の選任について
- 日程第 3 議案第90号 常陸太田市教育委員会委員の任命について
- 日程第 4 議案第91号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第92号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第93号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議員提案第3号 地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める意見書の提出について
- 日程第 8 議員派遣について
- 追加日程 議員提案第4号 新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について
- 追加日程 議員提案第5号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 追加日程 議員提案第6号 環太平洋パートナーシップ(TPP)協定交渉に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)
- 日程第 2 議案第89号(提案理由説明・採決)
- 日程第 3 議案第90号(提案理由説明・採決)
- 日程第 4 議案第91号(提案理由説明・採決)
- 日程第 5 議案第92号(提案理由説明・採決)
- 日程第 6 議案第93号(提案理由説明・採決)
- 日程第 7 議員提案第3号(提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 8 議員派遣(採決)
- 追加日程 議員提案第4号(提案理由説明・採決)
- 追加日程 議員提案第5号(提案理由説明・採決)
- 追加日程 議員提案第6号(提案理由説明・採決)

出席議員

18番 後藤 守 議長 17番 川又 照雄 副議長

1 番	井 坂 孝 行 議 員	2 番	藤 田 謙 二 議 員
3 番	赤 堀 平 二 郎 議 員	4 番	木 村 郁 郎 議 員
5 番	深 谷 涉 議 員	6 番	鈴 木 二 郎 議 員
7 番	平 山 晶 邦 議 員	8 番	益 子 慎 哉 議 員
9 番	菊 池 伸 也 議 員	1 0 番	深 谷 秀 峰 議 員
1 1 番	高 星 勝 幸 議 員	1 2 番	成 井 小 太 郎 議 員
1 3 番	茅 根 猛 議 員	1 4 番	片 野 宗 隆 議 員
1 5 番	福 地 正 文 議 員	1 6 番	山 口 恒 男 議 員
1 9 番	黒 沢 義 久 議 員	2 0 番	沢 嶋 亮 議 員
2 1 番	高 木 将 議 員	2 2 番	宇 野 隆 子 議 員

説明のため出席した者

大久保 太 一 市 長	梅 原 勤 副 市 長
中 原 一 博 教 育 長	佐 藤 啓 総 務 部 長 兼 政 策 企 画 部 長
荻 津 一 成 市 民 生 活 部 長	埴 信 夫 保 健 福 祉 部 長
檜 村 浩 治 産 業 部 長	鈴 木 典 夫 建 設 部 長
山 崎 弘 行 会 計 管 理 者	鈴 木 則 文 上 下 水 道 部 長
福 地 壽 之 消 防 長	山 崎 修 一 教 育 次 長
宇 野 智 明 秘 書 課 長	植 木 宏 総 務 課 長
中 村 弘 監 査 委 員	

事務局職員出席者

吉 成 賢 一 事 務 局 長	金 子 充 議 事 係 長
榊 一 行 総 務 係 長	

午前 1 0 時開議

○後藤守議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 2 2 名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

○後藤守議長 諸般の報告を行います。

平成 2 5 年 9 月 1 8 日付でお手元に配付してありますとおり、常陸太田市山下町 3 8 8 9 番地、茨城みずほ農業協同組合代表理事組合長木村人司氏より、請願の訂正について提出されておりますのでご報告いたします。

○後藤守議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

○後藤守議長 日程第1，委員長報告を行います。

議案第59号から議案第88号並びに請願第2号から請願第4号，以上33件を一括議題として，各常任委員会及び決算特別委員会の審査の経過並びに結果について，各常任委員長及び決算特別委員長の報告を求めます。

総務委員長益子慎哉議員の報告を求めます。8番益子慎哉議員。

〔総務委員長 益子慎哉議員 登壇〕

○総務委員長（益子慎哉議員） おはようございます。総務委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成25年第4回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条及び143条の規定により報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第59号常陸太田市市税条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第79号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）について，原案可決すべきものと決定。

請願第3号新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する請願書，採択すべきものと決定。

以上，ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

○後藤守議長 次，文教民生委員長深谷秀峰議員の報告を求めます。10番深谷秀峰議員。

〔文教民生委員長 深谷秀峰議員 登壇〕

○文教民生委員長（深谷秀峰議員） 文教民生委員会の審査の結果について，お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成25年第4回常陸太田市議会定例会において，本委員会に付託された事件について，審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条及び143条の規定によりご報告いたします。

事件番号，件名，審査結果の順にご報告いたします。

議案第60号常陸太田市高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第61号常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第62号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第63号常陸太田市介護保険条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第64号常陸太田市立小学校設置条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

議案第65号常陸太田市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について，原案可決すべきものと決定。

次のページに参ります。

議案第80号平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第81号平成25年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第82号平成25年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第2号教育予算の拡充を求める請願、採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 次、産業建設委員長高星勝幸議員の報告を求めます。11番高星勝幸議員。

〔産業建設委員長 高星勝幸議員 登壇〕

○産業建設委員長（高星勝幸議員） 産業建設委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成25年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条及び143条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第66号常陸太田市道路線の廃止について、原案可決すべきものと決定。

議案第67号常陸太田市道路線の変更について、原案可決すべきものと決定。

議案第68号常陸太田市道路線の認定について、原案可決すべきものと決定。

議案第83号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第84号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第85号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第86号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第87号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）について、原案可決すべきものと決定。

議案第88号平成25年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）について、原案可決すべきものと決定。

請願第4号環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する請願、採択すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 次、決算特別委員長益子慎哉議員の報告を求めます。8番益子慎哉議員。

〔決算特別委員長 益子慎哉議員 登壇〕

○決算特別委員長（益子慎哉議員） 決算特別委員会の審査の結果について、お手元に配付してあります報告書の朗読をもって報告させていただきます。平成25年第4回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件について、審査の結果を常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

事件番号、件名、審査結果の順にご報告いたします。

議案第69号平成24年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第70号平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第71号平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第72号平成24年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第73号平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第74号平成24年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

次のページに参りまして、議案第75号平成24年度常陸太田市戸別合処理併浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第76号平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定すべきものと決定。

議案第77号平成24年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、原案可決及び認定すべきものと決定。

議案第78号平成24年度常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定について、原案認定すべきものと決定。

以上、ご報告いたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

議案第65号、議案第69号、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第78号、議案第80号、議案第81号、議案第82号、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号、議案第88号、以上15件について、討論の通告がありますので発

言を許します。22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第69号平成24年度一般会計歳入歳出決算認定についてを初め、議案第70号、議案第71号、議案第72号、議案第78号の決算5件について、議案第65号市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第80号から議案第88号に至る9件について、反対する立場から討論を行います。

議案第80号から議案第88号に至る9件について、これらは6月の定例会の本会議において、議案第57号で提出され議決された職員の給与削減に伴う予算措置です。職員の大幅な給与削減の問題は、地方交付税の一方的な削減によって押しつけられたものです。地方自治体の自治権に対する重大な侵害であること、地方公務員の給与の削減は民間の給与水準を引き下げる方向にもつながり、経済の悪化をさらに進めるものであること、このようなことを述べて市職員の給与に関する条例の一部改正について反対しておりますので、この9件について反対いたします。

提出された議案第79号一般会計補正予算は、給与削減と異動に伴う予算措置もありますけれども、その中には農業振興費、林業振興費、商工費などの追加補正には賛成ですので、反対の討論からは除きました。国民健康保険特別会計の中で、人間ドック等健診の補助金追加補正も反対するものではありません。

議案第69号ないし議案第72号及び議案第78号の決算についてです。

議案第69号平成24年度一般会計は、災害復旧工事や災害復旧事業や放射線物質の除染の徹底、各施設の耐震工事などを盛り込んで、新年度予算で合併後最大の予算規模となりました。決算で不用額が6億6,318万1,000円に上っています。扶助費や需用費、補助金などが主なものですが、制度上のものもこの中には含まれます。

決算特別委員会の審議の中で、追加補正をしながら不用額を出したり、当初予算額に対して執行率が低かったりと、不用額が生じる理由については納得できるものばかりではありません。早期に減額補正できるものは補正を行って、その財源を市民の暮らし応援に充てるべきです。

子どもたちが等しく教育が受けられるように、小中学校に通う子どもを援助する就学援助制度がありますが、国が就学援助制度への国庫補助金制度を改悪して、2005年度以降国庫補助金2分の1が要保護者のみとなって、準要保護者に対する国庫補助金は一般財源化され、地方財政措置に移行しているとされております。地方財政措置額が不十分なため、自治体の財政力による格差を招くこととなります。国庫負担制度をもとに戻し、実態に見合った制度に改善していくことが求められていますが、当面本市における正確に困窮している準要保護者への支援の拡充を求めるものです。また、あわせて教育費の父母負担の軽減を求めます。

その他については、予算特別委員会の審議の中で意見を述べたとおりです。

議案第70号国民健康保険特別会計歳入歳出決算では、税率は変わっていませんが、国保税が高過ぎて払いたくても払い切れない深刻な状況は依然として変わっておりません。収入未済歳入額は3億706万円に上っております。主に保険料の未納分です。実質収支額6億5,355万3,

000円、これは黒字決算です。

国保法第1条に、国保事業の健全な運営を確保し、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とするとあります。国保事業の健全な運営とは、国庫補助金、県補助金を増やすことは当然なことです。また、一般会計からの法定繰り入れ、法定外繰り入れ、また、保険料が歳入になります。市の保険税の負担が重過ぎて払い切れない、大変苦勞しているこうした中で、国保加入者に対して支払準備基金も積み立てながら負担を軽減するための税率引き下げができるかどうか、そのための努力が特別委員会の審議の中でも見られません。国保税の引き下げを求めます。

議案第71号後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてです。

歳入は保険料、歳出は広域連合納付金が主なものです。75歳以上の高齢者を後期高齢者として保険料は特別徴収と普通徴収に分けて、特別徴収は年金からの天引き、普通徴収は納付書から徴収、そして受ける医療は差別医療、このような医療制度には問題が多々あります。速やかな廃止を求め反対をいたします。

議案第72号介護保険特別会計歳入歳出決算についてです。

第5期介護保険事業計画の策定による保険税率の見直しで、1号被保険者の保険料の基準額が月額現行から590円アップし、年額7,100円増の5万900円となり、約1.16倍の値上げとなり、予算で保険料の負担増に対して反対しております。したがって、決算も反対です。

決算年度末の支払準備基金が5億2,184万1,000円にもなっております。今後特に施設介護サービス給付費の増が見込まれるということで、平成25年度基金の取り崩しも行われておりますが、基金が多額となっております。総予算のうち公費負担50%、被保険者負担50%のこうした仕組みの中では、高齢者が増えて介護サービス利用が増えれば増えるほど被保険者の負担が増えるということになり、これは介護保険法の根本問題です。国の25%の負担を増やし介護保険の充実を求めます。

議案第78号工業用水道事業会計の決算についてです。

給水事業所数は、1事業所の撤退によって平成23年度より3事業所になっております。業務実績は平成23年度に比べ、年間契約水量、年間配水量、年間給水量、それぞれ減となっております。したがって、一般会計からの繰り入れは、平成23年度の3,700万円から平成24年度は4,667万3,407円となり、多額の繰り入れによって事業が成り立っており、企業会計として認められません。

議案第65号市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。

市民交流センターの管理運営を指定管理者に移行するための条例の一部改正について、本会議での議案質疑を行い、指定期間が5年間という答弁がありました。利用料金については、額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるとうたっております。範囲内で定めている利用料金の上限が「物価上昇を勘案して」という答弁もありましたが、現行のおおむね1.2倍の料金改正になっており、これは認められません。小会議室、大会議室及び和室など、むしろ引き下げてほしいと思います。

以上述べまして、私の反対討論といたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第59号常陸太田市市税条例の一部改正について、議案第60号常陸太田市高齢者生産活動センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第61号常陸太田市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、議案第62号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第63号常陸太田市介護保険条例の一部改正について、議案第64号常陸太田市立小学校設置条例の一部改正について、以上6件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第59号から議案第64号まで、以上6件については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第65号常陸太田市民交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第65号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第66号常陸太田市道路線の廃止について、議案第67号常陸太田市道路線の変更について、議案第68号常陸太田市道路線の認定について、以上3件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第66号から議案第68号までの以上3件については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第69号平成24年度常陸太田市一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第69号については、原案認定することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第70号平成24年度常陸太田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第70号については、原案認定することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第71号平成24年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第71号については、原案認定することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第72号平成24年度常陸太田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第72号については、原案認定することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

議案第73号平成24年度常陸太田市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第74号平成24年度常陸太田市農業集落廃止事業特別会計歳入歳出決算について、議案第75号平成24年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第76号平成24年度常陸太田市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第77号平成24年度常陸太田市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上5件のうち、議案第73号から議案第76号までの4件については、委員長報告のとおり、原案認定、議案第77号については、委員長報告のとおり、原案可決及び認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第73号から議案第76号まで、以上4件については原案認定、議案第77号については、原案可決及び認定することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第78号平成24年度常陸太田市工業用水道事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり、原案認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第78号については、原案認定することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

議案第79号平成25年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第79号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第80号平成25年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第80号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第81号平成25年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第81号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第82号平成25年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第82号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第83号平成25年度常陸太田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委

員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第83号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第84号平成25年度常陸太田市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第84号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第85号平成25年度常陸太田市戸別合併処理浄化槽設置整備事業特別会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第85号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第86号平成25年度常陸太田市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第86号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第87号平成25年度常陸太田市水道事業会計補正予算（第2号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第87号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 採決いたします。

議案第88号平成25年度常陸太田市工業用水道事業会計補正予算（第1号）については、委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議案第88号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

請願第2号教育予算の拡充を求める請願書については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については、採択することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

請願第3号新聞購読料への消費税軽減税率適用に関する請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第3号については、採択することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

請願第4号環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する請願については、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、請願第4号については、採択することに決しました。

日程第2 議案第89号

○後藤守議長 次、日程第2、議案第89号常陸太田市監査委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

[大久保太一市長 登壇]

○大久保太一市長 議案第89号常陸太田市監査委員の選任について、ご提案を申し上げます。

下記の者を常陸太田市監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成25年9月25日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所、常陸太田市下大門町1494番地。氏名大和田隆。生年月日、昭和26年3月12日でございます。

提案理由につきましては、常陸太田市監査委員の中村弘氏が平成25年10月4日をもって任期満了となりますので、その後任委員を選任するためご提案するものでございます。

大和田隆氏の略歴につきまして参考までに付けてございます。学歴といたしましては、昭和44年3月に茨城県立太田第一高等学校を卒業しまして、同時に常陸太田市役所に勤務されました。平成15年4月からは常陸太田市役所出納室長、そして平成18年4月から常陸太田市総務部総務課長を歴任いたしまして、平成19年3月に当市役所を退職して現在に至っているものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第89号常陸太田市監査委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第89号については、原案同意することに決しました。

日程第3 議案第90号

○後藤守議長 次、日程第3、議案第90号常陸太田市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 続きまして、人事案件、議案第90号でございます。

常陸太田市教育委員会委員の任命について、ご説明を申し上げます。

下記の者を常陸太田市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めらるものでございます。平成25年9月25日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所は常陸太田市新宿町604番地の1。氏名、小林憲男氏。生年月日は、昭和22年3月20日でございます。

提案理由でございますが、常陸太田市教育委員会委員西野孝一氏が平成25年10月4日をもって任期満了となりますので、その後任委員を任命するためご提案するものでございます。

小林憲男氏の略歴につきましては、昭和45年3月に茨城大学教育学部を卒業と同時に、昭和45年4月から県北教育事務所管内の教諭を務め、そしてまた、県北教育事務所で指導主事、あるいは人事課長等を務められまして、平成15年4月からは常陸太田市立峰山中学校長、平成17年4月は常陸太田市立太田小学校長を歴任され、平成19年3月に同校を退職いたしました。その後、進徳幼稚園の園長を務めいただきまして、平成21年4月からは茨城大学教育学部就職進路支援センター指導員、そして平成24年の4月から茨城キリスト教大学文学部兼任講師を務めて現在に至っている方でございます。

どうぞご同意のほど、よろしくお願いたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第90号常陸太田市教育委員会委員の任命については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第90号については、原案同意することによって決しました。

日程第4 議案第91号

○後藤守議長 次、日程第4、議案第91号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 議案第91号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、ご提案を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成25年9月25日提出、常陸太田市長名でご

ざいます。

記といたしまして、住所は、常陸太田市西染町825番地。氏名は、大須賀治氏。生年月日は、昭和21年1月8日でございます。

提案の理由は、人権擁護委員大須賀治氏が平成25年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案するものでございます。

なお、大須賀治氏におかれましては、平成20年1月から人権擁護委員をお務めいただいております。今回3期目の再任ということでございます。

ご同意のほど、よろしく願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第91号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第91号については、原案同意することに決しました。

日程第5 議案第92号

○後藤守議長 次、日程第5、議案第92号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 議案第92号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、上程いたします。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成25年9月25日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、常陸太田市小妻町921番地。氏名、豊田洋子氏。生年月日、昭和23年6月2日でございます。

提案理由につきましては、人権擁護委員豊田洋子氏が平成25年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案するものでございます。

なお、豊田洋子氏の略歴につきましては、平成23年1月から人権擁護委員をお務めいただいております。今回再任を提案するものでございます。

ご同意のほど、よろしく願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第92号常陸太田市人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第92号については、原案同意することになりました。

日程第6 議案第93号

○後藤守議長 次、日程第6、議案第93号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 議案第93号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて、説明を申し上げます。

下記の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成25年9月25日提出、常陸太田市長名でございます。

記といたしまして、住所は常陸太田市松平町1272番地。氏名、五十嵐三枝子氏。生年月日、昭和27年11月12日でございます。

提案の理由は、人権擁護委員荷見紀世美氏が平成25年12月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員の候補者を推薦するためご提案するものでございます。

なお、五十嵐三枝子氏の略歴を申し上げますと、学歴は、昭和48年3月、市立茨城キリスト教短期大学家政科卒業、同年4月から常陸太田市役所に勤務されておりまして、平成18年3月に当市役所を退職して現在に至っている方でございます。

ご同意のほど、よろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議案第93号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第93号については、原案同意することに決しました。

日程第7 議員提案第3号

○後藤守議長 次、日程第7、議員提案第3号地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。12番成井小太郎議員。

〔12番 成井小太郎議員 登壇〕

○12番(成井小太郎議員) お許しをいただきましたので、お手元の議員提案第3号について、文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第3号地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見を提出するものとする。平成25年9月25日提出。提出者、常陸太田市議会議員成井小太郎。賛成者、同じく深谷渉、同じく高木将、同じく茅根猛、同じく高星勝幸、同じく深谷秀峰、同じく益子慎哉、同じく鈴木二郎。

提案理由、国においては、地方交付税の増額による一般財源総額の確保、地方税源の充実確保及び合併市町村に対する財政措置の充実を実現するよう意見書をもって強く要望するものある。

次のページに参ります。地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める

意見書（案）。

地方財政は、社会保障関係費などの財政需要の増加や地方税収の低迷等により、厳しい状況が続いている。こうした中、基礎自治体である市町村が住民サービスやまちづくりを安定的に行うためには、地方税財源の充実確保が不可欠である。また、合併市町村は合併後の行財政運営等においてさまざまな問題を抱えており、さらなる支援措置の充実強化が不可欠である。よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く求める。

記

1、地方交付税の増額による一般財源総額の確保について。

(1) 地方単独事業を含めた社会保障関係費の増など、地方の財政需要を地方財政計画に的確に反映することにより一般財源総額を確保すること。

(2) 特に地方の固有財源である地方交付税については、本来の役割である財源保障機能、財源調整機能が適切に発揮されるよう増額すること。

(3) 財源不足額については、臨時財政対策債の発行などによることなく、地方交付税の法定率の引き上げにより対応すること。

(4) 依然として厳しい地域経済を活性化させる必要があることから、地方財政計画における歳出特別枠を維持すること。

(5) 地方公務員給与の引き下げを前提として平成25年度の地方交付税が削減されたが、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

2、地方税源の充実確保等について。

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、国と地方の税源配分を5対5とすること。その際、地方消費税の充実など、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 個人住民税はその充実確保を図るとともに、「地域社会の会費」という基本的な性格を踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。

次のページに参ります。

(3) 固定資産税は、市町村の基幹税目であることから、その安定的確保を図ること。特に償却資産の根幹をなしている機械及び装置に対する課税等については、現行制度を堅持すること。

(4) 法人住民税は、均等割の税率を引き上げること。

(5) 自動車重量税及び自動車取得税は、代替財源を示さない限り市町村への財源配分の仕組みを含め現行制度を堅持すること。

(6) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在の市町村にとって貴重な税源となっていることから現行制度を堅持すること。

(7) 地球温暖化対策において、地方自治体が果たしている役割を踏まえ、地球温暖化対策譲与税を新たに創設するなど、地方税財源を確保する仕組みを構築すること。

3、合併市町村に対する財政措置の充実について。

(1) 合併市町村が安定した行財政運営を行うことができるよう、合併算定がえの特例期間終

了後も合併市町村の実情に応じた交付税算定を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。平成25年9月25日、常陸太田市議会。提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、総務大臣、財務大臣宛となります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。通告がありますので、発言を許します。22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。ただいま議員提案第3号地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める意見書の提出についてということで、議会運営委員会の委員長である成井小太郎議員から提案がありました。

この中でお伺いしたいのは、私は議会運営委員会の委員とはなっておりませんので、この議員提案第3号については、9月20日の全員協議会の中で初めて知ったわけです。ですから、議会運営委員会ではこの意見書（案）についてどのような審議といいますか、話し合いがなされたのか、どのような意見が出たのか、1点はそれについて伺いたいと思います。

それから、全員協議会でこの地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める意見書（案）の内容について説明があり、議長がこの意見書について何か意見がありませんかということでしたので、私自身の考えをその場で2点述べさせていただきました。表記につきましては私も積極的に賛成いたします。全協の席上では2点について削除を考えてもらえないかという提案をしたわけです。

その1つは、2の地方税源の充実確保等についてです。この中で（1）「その際、地方消費税の充実など」とありまして、これは消費税の増税を前提としたものであるということで、ここは削除できないかと1点意見を述べました。

もう一点は、（4）法人住民税に対してですけれども、この均等割の税率を引き上げることについては、地元の中小企業の均等割が増税になるということで、この部分についても削除できないかと、こういうことについて伺いました。

その後、よくよくこれを見まして、もう一点あったわけですが、それは後に回すことにいたしまして、この2点について特に意見がありましたらご答弁をいただきたいと思います。

○後藤守議長 答弁を求めます。12番成井小太郎議員。

〔12番 成井小太郎議員 登壇〕

○12番（成井小太郎議員） ただいま宇野議員から、議会運営委員会の中で議員提案第3号についての意見があったかというご質問でございますが、協議は一切ございませんで全員が賛成ということですので、ご報告いたします。

以上です。

○後藤守議長 以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第3号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。22番宇野隆子議員。

〔22番 宇野隆子議員 登壇〕

○22番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は議員提案第3号地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める意見書の提出について、この意見書（案）について反対の立場で討論を行います。

ただいま議案質疑の中で、この内容について運営協議会の中でどのような意見が出たのかという質疑で、協議会では意見は一切なしと、全員賛成ということを知ったわけであります。私は、地方税財源の充実確保と市町村合併後の行財政運営等において、合併算定がえの時期も迫っており、さらなる支援措置の充実強化を求めることについて国に意見書の提出をすることには大賛成です。この中で、1の地方交付税の増額による一般財源総額の確保について、3の合併市町村に対する財政措置の充実については賛同いたします。しかし、2の地方税財源の充実確保等についての各論には、3点問題点があると考えます。

（1）の「地方消費税の充実など」ということになっておりますが、これは消費税増税を前提としたものです。消費税増税は国民の暮らし、営業を破壊するだけでなく、日本経済を立ち行かなくし、財政をさらに悪化させることになると思いますので、この部分については削除を求めます。

また、（2）個人住民税について、「政策的な税額控除は導入しない」とありますが、住宅ローン減税など、住民にとってよいものもあるわけです。この中で、導入しないというのは、内容にかかわらず減税は認めないというものでありますので、この点についても削除を求めます。

（4）法人住民税は、「均等割の税率を引き上げること」とあります。これは中小企業の増税になるわけです。法人住民税の税率を決める権限は地方にあるわけです。ただその大枠は、地方財政法の中で国で決めるとなっておりますので国に求めていくことが必要だと思います。その中で私は「大企業の均等割の税率を引き上げること」、このような修正を求めたいと思います。

この3点について削除、また修正を求めて反対討論といたします。

全協の中でも申し上げましたように、本来議運で出される地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める意見書の（案）ですけれども、私もあの中でほんとうにこれは賛成したいんだということで、今3項目申し上げましたが、これらについて議運で十分話し合っ

ていただければと、この点については非常に残念に思います。

以上述べまして反対の討論といたします。

○後藤守議長 以上で討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

議員提案第3号地方税財源の充実確保と合併市町村に対する財政措置の充実を求める意見書の提出については、原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○後藤守議長 起立多数であります。よって、議員提案第3号については、原案可決することに決しました。

日程第8 議員派遣について

○後藤守議長 次、日程第8,お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配付いたしてありますとおりに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第4号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第4号

○後藤守議長 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

○後藤守議長 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。8番益子慎哉議員。

〔8番 益子慎哉議員 登壇〕

○8番（益子慎哉議員） お許しをいただきましたので、議員提案第4号について、配付された文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第4号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成25年9月25日、提出。提出者、常陸太田市議会議員益子伸哉。賛成者、同じく深谷渉、同じく沢島亮、同じく後藤守、同じく片野宗隆、同じく成井小太郎、同じく赤堀平二郎、同じく井坂孝行。

提案理由、政府においては、消費税の増税に当たり複数税率の導入と新聞への軽減税率適用を実現するよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参ります。新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書（案）。

新聞販売店は、地域に張り巡らせた戸別配達網により、知的インフラとしての新聞を毎朝届けることで国民の知る権利と民主主義を足元から支えようと日々の仕事に取り組んでいます。政府は景気回復に向けてさまざまな政策を展開していますが、まだまだ実感は薄く、来年4月に予定されている消費税増税によって消費支出が抑制されかねません。新聞は活字文化の中心的存在として社会の発展に貢献してきましたが、各家庭の経済的負担が増せば新聞購読を取りやめる家庭が増えるものと懸念されます。特に社会的経済的弱者に影響は大きく、そうなれば国民の知的レベルの低下、社会への関心の低下等が起き、日本の将来が危ういものになりかねません。同時に増税によって新聞販売店の経営が悪化すれば、全国36万人の販売店従業員の雇用の場が失われる可能性も生じます。

消費税増税に当たり、多様な意見があるのは承知しています。ただ、多くの先進国では例外を設け品目別に複数税率を導入しているのが現実です。民主主義を支える公共財と位置づけられる新聞にはゼロ税率や軽減税率を適用し、消費者が知識を得る負担を軽くしています。知識には課税せずとの認識が国力を維持向上させる力となるのは間違いないと考えます。

よって、政府におかれましては、下記事項について実現するよう強く要望いたします。

記

1、消費税増税に当たり、複数税率を導入すること。

1、新聞へ軽減税率を適用すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成25年9月25日、常陸太田市議会。提出先は、内閣総理大臣、財務大臣宛となります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第4号新聞への消費税軽減税率適用を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第4号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第5号教育予算の拡充を求める意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第5号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第5号

○後藤守議長 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

○後藤守議長 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。10番深谷秀峰議員。

〔10番 深谷秀峰議員 登壇〕

○10番（深谷秀峰議員） 議員提案第5号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第5号教育予算の拡充を求める意見書の提出について、上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成25年9月25日提出。提出者、常陸太田市議会議員深谷秀峰。賛成者、同じく福地正文、高木将、川又照雄、山口恒男、木村郁郎、藤田謙二。

提案理由、政府においては、きめ細やかな教育実現のための少人数学級推進、教育の機会均等と水準の維持向上及び東日本大震災等における教育復興のため、教育予算を確保、充実されるよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参ります。教育予算の拡充を求める意見書（案）。

子どもたちに豊かな教育を保障することは、社会の基盤づくりにとって極めて重要なことである。特に学級規模の少人数化は、保護者などの意見募集でも小学1、2年生のみならず、各学年に拡充すべきとの意見が大多数である。地方は独自の工夫で学級規模の少人数化を進めてきているが、地方交付税削減の影響や厳しい地方財政の状況などから、自治体が独自財源で学級の少人数化を拡充することは困難な状況になっている。また、東日本大震災等において、学校施設の被害や子どもたちの心のケアなど、教育の早期復興のための予算措置、早期の学校施設の復旧など、政府として人的、物的な援助や財政的な支援に継続的に取り組むべきである。したがって、教育予算を国全体としてしっかりと確保、充実させるため、次の事項を実現されるよう強く要望する。

1、きめ細やかな教育の実現のために、少人数学級を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、その根幹となる義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

3、東日本大震災等における教育復興のための予算措置を継続して行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。平成25年9月25日、常陸太田市議会。提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣宛となります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第5号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第5号教育予算の拡充を求める意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第5号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議員提案第6号環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する意見書の提出についてが提出されました。これを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号を日程に追加し、議題といたします。

追加日程 議員提案第6号

○後藤守議長 議案を配付いたします。

〔事務局議案を配付〕

○後藤守議長 配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 配付漏れなしと認めます。

提案理由の説明を求めます。11番高星勝幸議員。

〔11番 高星勝幸議員 登壇〕

○11番（高星勝幸議員） お許しをいただきましたので、議員提案第6号について、配付されました文書の朗読をもってご提案申し上げます。

議員提案第6号環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する意見書の提出について、

上記について別紙のとおり決議し、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものとする。平成25年9月25日提出。提出者、常陸太田市議会議員高星勝幸。賛成者、同じく鈴木二郎、同じく宇野隆子、同じく黒沢義久、同じく茅根猛、同じく菊池伸也、同じく平山晶邦。

提案理由、国においては、TPP協定交渉を進めるに当たり、国民に対し十分な情報提供と明確な説明を行うなど、適切に対応するよう意見書をもって強く要望するものである。

次のページに参りまして、環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する意見書（案）でございます。

政府はTPP（環太平洋パートナーシップ）の交渉参加を表明し、今年7月から12カ国目の参加国として交渉会合に参加している。TPP協定への参加は、アジア太平洋地域の成長を我が国に取り込み、日本経済を活性化するための原動力になるものと期待されており、関税が原則撤廃されることにより輸出が拡大するなど、国際競争力の強化の維持に寄与するものと考えられているが、TPP協定は関税の撤廃を原則としていることから、農林水産業を初め、医療、金融、保険、さらには雇用など、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。特に農林水産業については、安価な農産物が大量に輸入され、壊滅的な打撃を受けるとともに、地域経済にも深刻な影響を及ぼす恐れがある。また、国民の間には、国民皆保険制度が損なわれるのではないかと、食の安全・安心が脅かされるのではないかとといった不安の声も存在する。よって、国におかれては、TPP協定交渉を進めるに当たって、次の事項について適切に対応されるよう強く要望する。

1、TPP協定が国民生活や地方の経済活動に与える影響、関係国との交渉の状況等について、国民に対し十分な情報提供と明確な説明を行うこと。

2、TPP協定への参加については、国民的議論を踏まえ、国益の向上、地域経済の活性化という視点から総合的な検討を行い、広く国民的な合意形成を得た上で慎重に判断すること。

3、交渉の結果、国益が十分確保できないと判断した場合は、TPP協定不参加を含め、国民の意向をよく酌んで慎重な対応をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。平成25年9月25日、常陸太田市議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣宛となります。

以上、ご提案申し上げます。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○後藤守議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

○後藤守議長 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員提案第6号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号については、委員会の付託を省略することに決しました。

○後藤守議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

○後藤守議長 採決いたします。

お諮りいたします。

議員提案第6号環太平洋パートナーシップ（TPP）協定交渉に関する意見書の提出については、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○後藤守議長 ご異議なしと認めます。よって、議員提案第6号については、原案可決することに決しました。

○後藤守議長 以上をもって、今期定例会の議事は、全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 平成25年第4回市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、平成24年度各会計の決算認定を初めといたしまして、決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告、条例の一部改正、市道路線の廃止、変更及び認定、平成25年度一般会計並びに特別会計の補正予算、そして人事案件の合計37件につきましてご審議をいただきました。全案件につきまして原案のとおり可決、認定、同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

議員の皆様の慎重かつ熱心なご審議に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。審議の過程でいただきましたご意見やご要望とご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮して取り組んでまいりたいと存じております。

次に、あらかじめご了承いただきたいことがございます。1件目は、台風18号により被災した箇所への復旧等に係る経費を平成25年度一般会計補正予算の専決処分により処置させていただきたいと存じます。また、茨城県雇用創出等基金事業における震災等緊急雇用対応事業につきまして、本市では3事業を追加要望しておりますが、茨城県は10月3日開会の茨城県議会の議決を経てから事業認可する予定であることから、少しでも早く雇用の創出につながるよう、事業執行に係る予算措置につきまして県議会の議決をいただきましたら専決処分により処置させていた

だきたいと存じます。ご了承賜りますようお願いを申し上げます。

最後になりますが、暑さ寒さも彼岸までとはいえ、まだまだ日中は暑い日が続いております。議員の皆様にはご自愛の上、ますますのご活躍をお祈り申し上げますとともに、市政の進展と地域の活性化等への取り組みになお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○後藤守議長 今期定例会は、9月5日から本日まで20日間、議員各位には、本会議、委員会を通し慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、平成25年第4回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前11時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員